

水戸市建設工事に係る合冊入札実施試行要項

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市及び水戸市上下水道局が同時期に発注する建設工事の円滑かつ適正な施工を目的として合冊入札（複数の建設工事に係る請負契約の入札を一の入札により行うものをいう。以下同じ。）を実施試行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(主体工事等)

第2条 合冊入札に係る建設工事のうち、契約予定金額が最も大きい建設工事を主たる建設工事（以下「主体工事」という。）とし、その他の建設工事を従たる建設工事（以下「関連工事」という。）とする。ただし、市長及び上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める場合は、この限りでない。

(対象)

第3条 合冊入札は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に実施するものとする。

- (1) 主体工事の契約予定金額が水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「契約規程」という。）第16条第1項に規定する額以上であり、かつ、関連工事の契約予定金額が水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第129条第1号に規定する額以上であること。
- (2) 主体工事及び関連工事（以下「主体工事等」という。）を一の建設工事として設計する方法によらないことに合理的な理由があること。
- (3) 主体工事等をそれぞれ発注した場合に瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等同一の者と契約することが適当であると市長及び管理者が認めること。
- (4) 主体工事等の施工場所が同一又は隣接する場所であること。
- (5) 主体工事等の発注工種が同一であること。ただし、主体工事等の工種が土木一式及び水道施設の場合においては合冊対象とすることができる。
- (6) 主体工事等の請負契約の締結を同時に行うことができること。

(主管課)

第4条 主体工事等の主管課（以下「主管課」という。）は、主体工事の担当課とする。

(実施の手続)

第5条 主体工事等の設計を担当する者は、当該建設工事の執行決定伺いに合冊入札である旨を記載し、主体工事の入札担当課長に提出するものとする。

- 2 合冊入札の実施に当たっては、主管課において、合冊入札伺いを起案し、水戸市事務決裁規程（昭和52年水戸市規程第4号）別表第2に基づき、主体工事等の契約予定金額の合計額（以下「合冊契約予定金額」という。）に応じて、関連工事の担当課の合議を経るものとする。

(実施の決定)

第6条 合冊入札の実施については、契約規程第40条に規定する水戸市建設工事等入札審査会の審査を経て決定するものとする。

(契約予定金額の算出等)

第7条 合冊入札を執行する場合における予定価格（以下「合冊予定価格」という。）、最低制限価格（以下「合冊最低制限価格」という。）、調査基準価格（以下「合冊調査基準価格」という。）及び失格基準価格（以下「合冊失格基準価格」という。）の算出の基礎となる契約予定金額は、合冊契約予定金額とする。

2 合冊契約予定金額は、契約規程第48条及び契約規程別表第2に規定する契約予定金額とみなす。

3 第3条第1項第5号ただし書きにより、主体工事等の工種が土木一式及び水道施設であるものについては、次の各号によるものとする。

(1) 合冊入札における工種は主体工事の工種とし、格付等級は合冊契約予定金額に応じた等級とするものとする。

(2) 合冊入札に参加するものは、主体工事等のいずれの工種においても有資格請負業者であることとする。なお、共同企業体においては、構成員すべてが主体工事等のいずれの工種においても有資格請負業者であることとする。

(3) 土木一式及び水道施設を合冊対象とする場合、契約予定金額算出における間接工事費の調整については、随意契約の例によるものとする。

(入札書)

第8条 合冊入札に係る入札書は、1通とし、当該建設工事に係る全ての工事名及び主体工事等に係る工事価格の合計金額を記載するものとする。ただし、当該合計金額は、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

(工事費内訳書)

第9条 合冊入札に係る工事費内訳書は、1通とし、建設工事ごとに作成するものとする。この場合において、工事費内訳書（総括）には、当該建設工事に係る全ての工事名及び主体工事等に係る工事価格の合計金額を記載するものとする。

(契約書)

第10条 合冊入札に係る契約書は、建設工事ごとに作成するものとし、以降については主体工事等各々の工種として取り扱うものとする。

(契約金額の算定)

第11条 主体工事等の契約金額は、合冊入札による落札者の入札額を主体工事等の契約予定金額の割合に応じて按分した金額（以下「税抜按分落札金額」という。）に消費税等を加算した金額とする。

2 税抜按分落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、関連工事の税抜按分落札金額の当該端数を切り捨て、主体工事の税抜按分落札金額で調整するものとする。ただし、主体工事の担当課が別に指示する場合は、この限りでない。

(入札結果等の公表)

第12条 入札結果の公表は、合冊予定価格、合冊最低制限価格、合冊調査基準価格、合冊失格基準価格及び合冊入札における落札金額をもって行うものとする。

(配置技術者等)

第13条 主体工事等を一の建設工事とし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者

等」という。)は、同一の者を配置することができるものとする。ただし、主体工事等の契約金額の合計金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)第27条第1項に規定する額以上になる場合は、主任技術者等は、専任の者でなければならない。

2 前項の場合において、主体工事等の下請契約の請負代金の合計金額が令第2条に規定する額以上になる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。

3 主体工事等に係る建設工事ごとに専任を要する監理技術者の配置が必要な場合において、同一の者が当該合冊入札工事以外の建設工事の主任技術者等を兼ねることはできない。

4 主体工事等を一の建設工事とし、現場代理人は、同一の者を配置することができるものとする。

(合冊建設工事の実施)

第14条 主体工事等の担当課は、それぞれ監督員を任命し、相互の連絡等を密にして、当該建設工事の設計並びに施工等の調整及び協議を行い、当該建設工事の円滑な実施を図らなければならない。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和元年8月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。